申請書類５

誓　約　書

船橋市教育委員会教育長あて

令和　　年　　月　　日

所　在　地

団　体　名

代表者氏名

船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センター指定管理者の指定申請を行うに当たり、申請者及び申請者の役員等が募集要項に定める申請資格のうち、以下の事項に該当していないことを誓約します。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有しない法人その他の団体

② 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、3年を経過しない法人その他の団体

③ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人その他の団体

④ 千葉県内に本店又は営業所を有する法人その他の団体にあっては、千葉県税を滞納して

いる法人その他の団体

⑤ 船橋市税を滞納している法人その他の団体

⑥ 労働関係法令の規定を遵守していない法人その他の団体

⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）　　第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団の利益となる活動を行う法人その他の団体

⑧ 役員等（法人にあっては役員及び経営に実質的に関与している者、その他の団体にあっ

てはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をい

う。以下同じ。）である法人その他の団体

⑨ 役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加

える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人その他の団体

⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあ

るいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している法人その他の団体

⑪ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどして

いる法人その他の団体

⑫ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人その他

の団体

※上記⑦～⑫について、船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）に基づき、関係行政機関（警察）に照会することがあります。